

越境 E C 販路開拓補助金のご案内

新たな海外販路の開拓の取組みとして、越境電子商取引（越境 E C）を利用する県内中小企業等を支援します。

この度、申請期限を令和2年9月30日（水）から令和2年12月28日（月）まで延長しました。

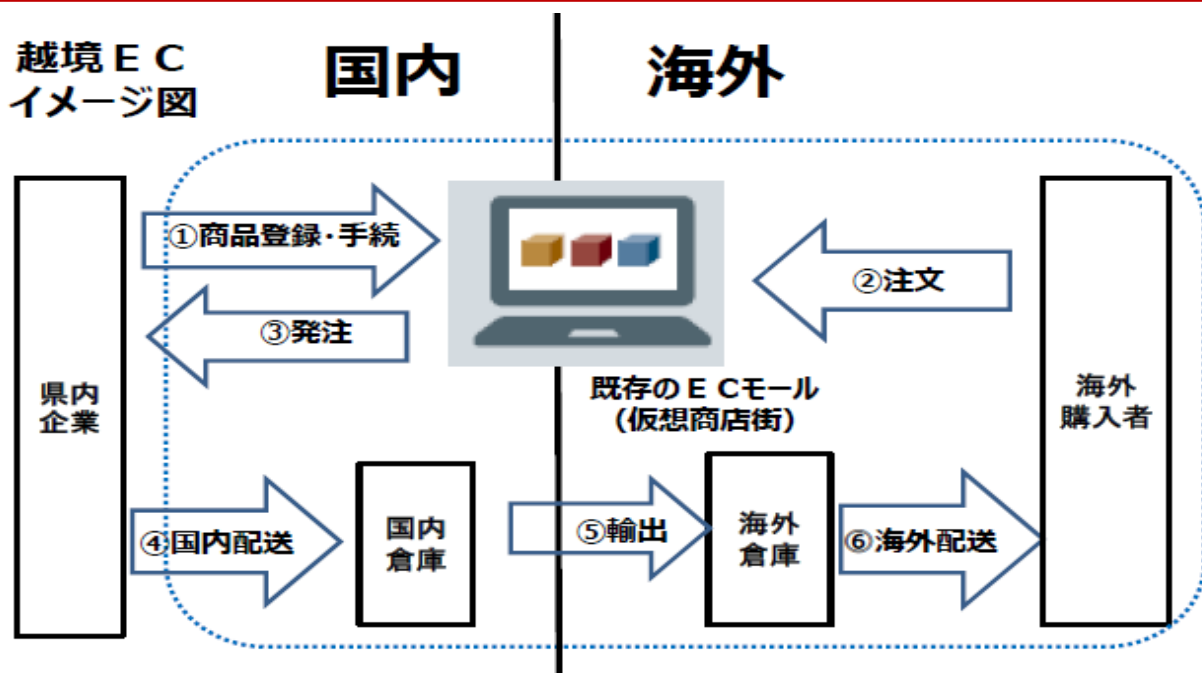
この越境 E Cを利用して、海外販路の開拓に関心のある方は、是非、この制度をご利用ください！

補助金概要

1. 補助対象者：鳥取県内に本社を有する中小企業者及び事業組合
2. 補助対象経費：越境 E C 利用に必要な経費
（E C モール利用に必要な費用、輸送に必要な諸経費）
※ E C モールとは、多数の企業や商店の E C サイトが集まったインターネット上の仮想商店街
3. 補助金の額及び補助率：補助率 3 分の 2、補助上限額 20 万円
※ 予算に限りがありますので、事前にご相談ください。
4. 補助事業実施期間：交付決定日から令和 3 年 2 月 2 8 日まで
5. 申請方法：鳥取県商工労働部通商物流課ホームページから申請書等の必要書類をダウンロードして申請してください。申請内容を審査し、交付の可否を決定します。
6. 申請期限：令和 2 年 4 月 2 7 日（月）から ~~令和 2 年 9 月 3 0 日（水）~~



令和2年12月28日（月）まで



越境 E C：国境を越えて、通信販売を行う、インターネット取引です。

【問合せ】鳥取県 商工労働部 通商物流課 通商・物流担当 村上

〒680-8570 鳥取市東町 1-220

電話：0857-26-7660 FAX：0857-26-8117

E-mail：tsushou-butsuryu@pref.tottori.lg.jp

URL：https://www.pref.tottori.lg.jp/291496.htm

鳥取県 越境EC 補助金

🔍 検索

